

5 障害者自立支援法 次のステップへ



障害者自立支援法の目的

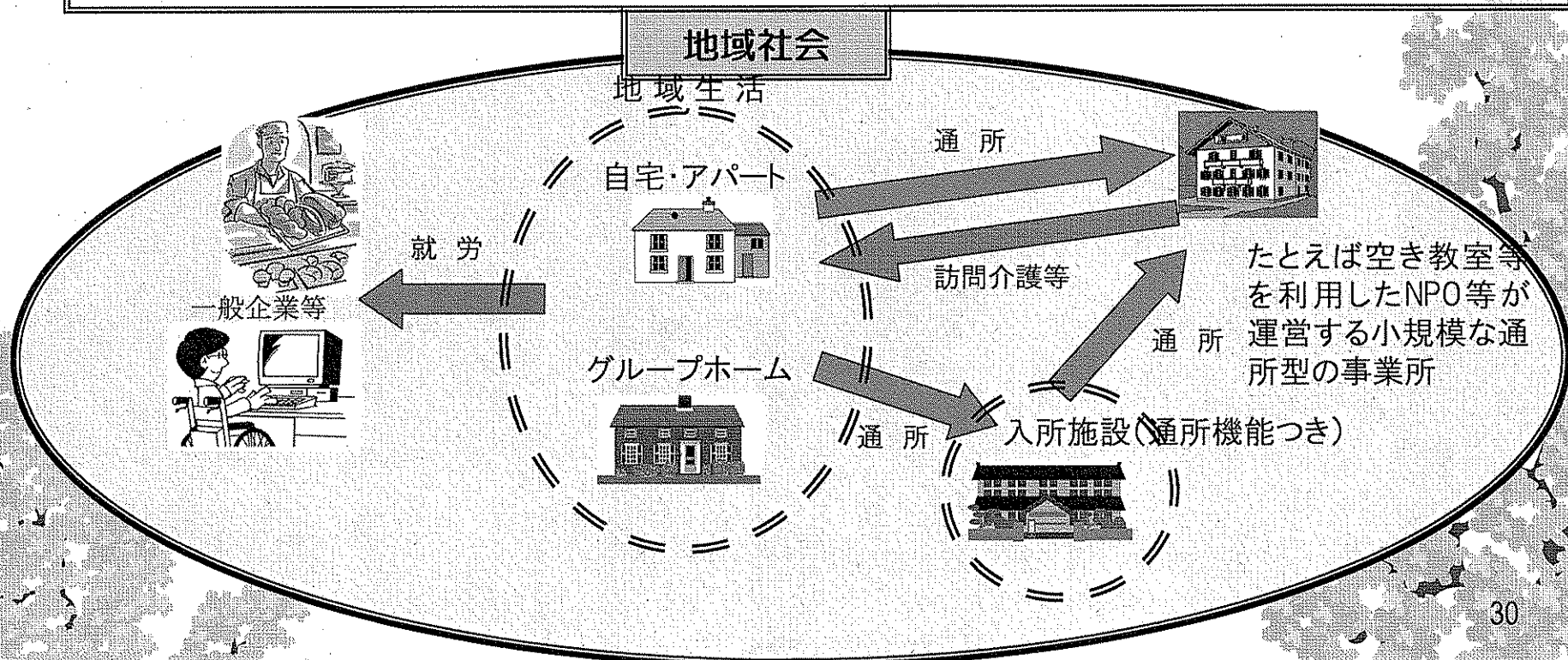
障害者自立支援法第1条(目的)

この法律は、…………… 障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

自立と共生の地域社会づくり

～障害のある人が普通に暮らせ、働ける地域社会づくり～

- ❖ 障害者が自立して普通に暮らせるまちづくり
- ❖ 障害ある人の働きたい気持ちをかなえられる社会づくり
- ❖ 地域に住む人が、障害の有無、老若男女を問わず、自然に
交わり、支え合うまちづくり



障害者自立支援法の理念を再確認

○ 利用者のニーズを踏まえたサービスの展開を
（「利用者本位」がキーワード）

・日割計算で施設経営が大変

利用者に選ばれるサービス（新事業体系へ）へ
自立支援給付費は本来、利用者に支給するもの

→従来は、社会資源がなく施設入所や長期入院

* 利用者は「お客様」。スタッフは「先生」ではない。

* お客様が、サービスを自由に組み合わせ、選べる
ことは当たり前のこと。

○ 障害ある方の地域での生活、働く夢の実現を
（「地域移行」「就労支援」がキーワード）

- ・地域生活を支える資源も徐々に充実（施策の転換）
- ・既存施設もサービス内容の転換を
自立を支援する通過型の支援へ

* 障害ある方は、地域での生活を望んでいる。

* 本当に「働きたい。」「工賃が上がったらいい。」と
思っている。

○ 障害ある方を支えていく地域を育む

(「地域」がキーワード)

* 「地域」は、色々な力を秘めた無限の資源。

* 地域の創意工夫を生かしながら、住民とともに
考え、作り上げる「地域福祉」を実現

(これこそが市町村の仕事)

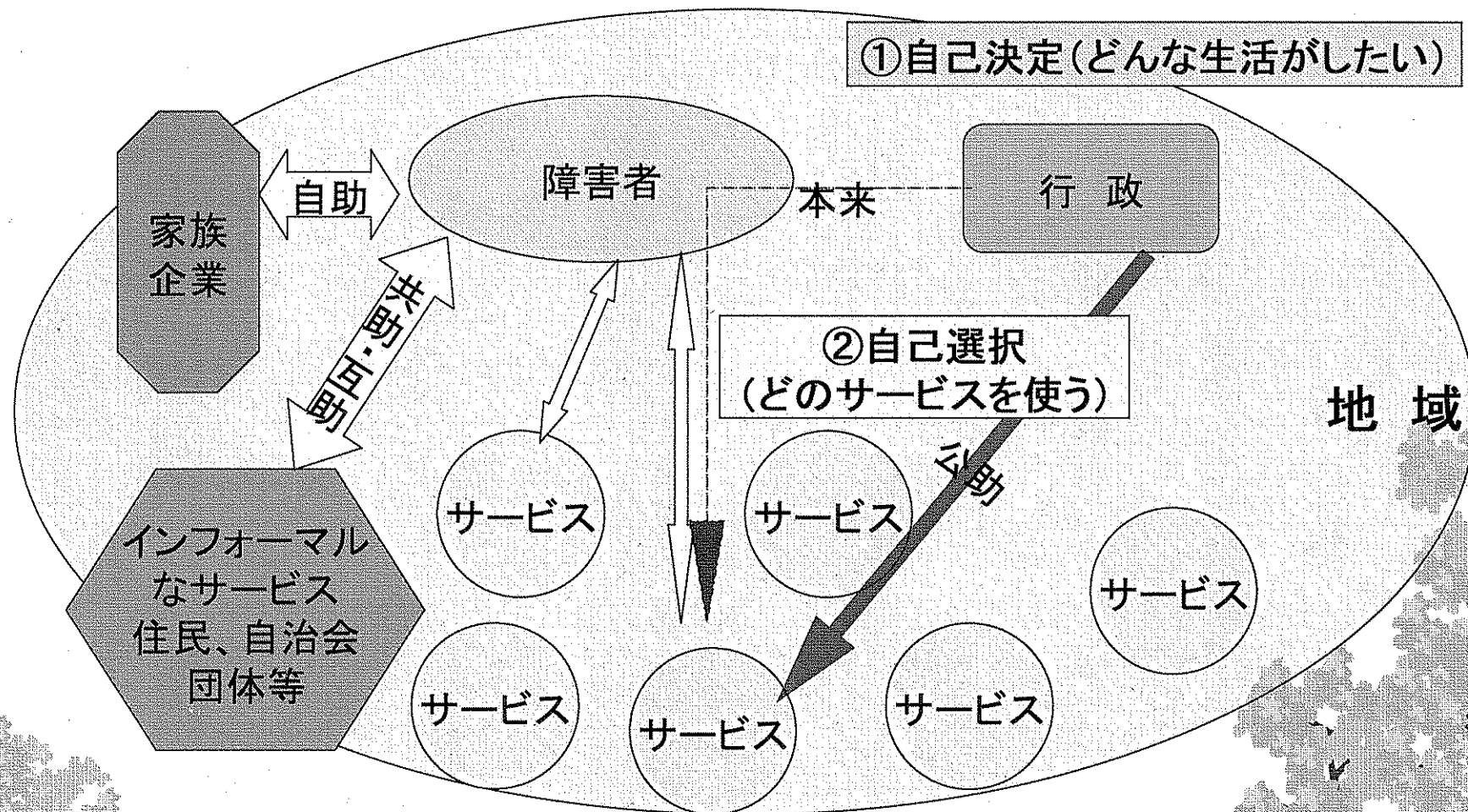
→ ニーズ・課題の把握

→ 地域の仕組みの創設(自助・共助・公助)

* 地域自立支援協議会が中心となって検討

市町村障害福祉計画で目標設定、計画的に整備

これからの地域のあり方と課題



- 1 自己決定: 本人の自己決定ができているか
 支援者は自己決定を支援しているか? 成年後見制度の活用は?
- 2 自己選択: 選択できるサービスがあるか
 サービスの量、種類、質は? 自助、互助、共助、公助を含めた地域は?

障害がある方がまずは消費者に

○障害福祉サービスの選択

ニーズに応じてサービス内容と対価から選択

→ 選ばれる緊張感から質の向上
ニーズに応じたサービスへの転換

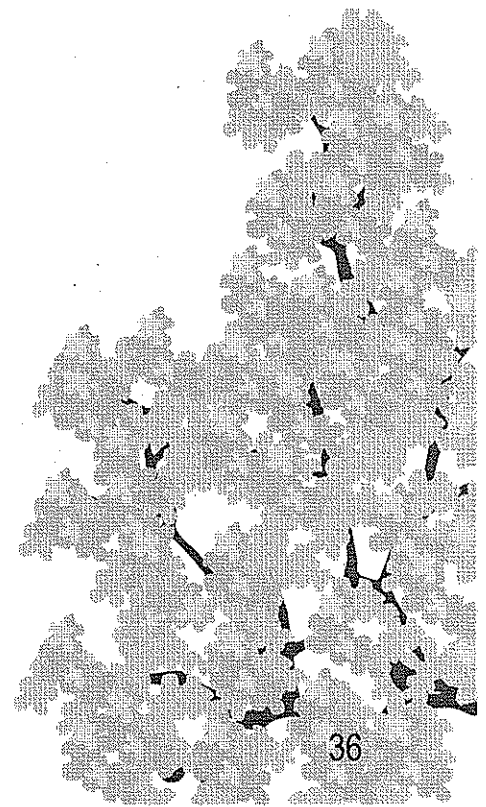
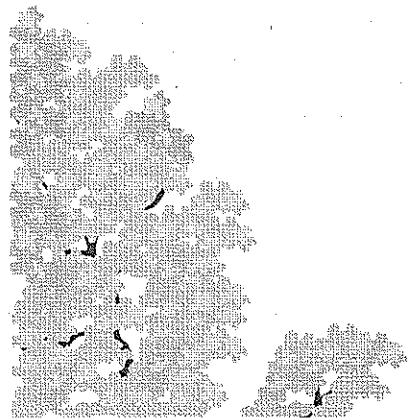
→ 社会資源の創設(地域生活、就労支援のサービス)

○消費するために働く(←何のために働くのか?)

→ 働くことのインセンティブ(動機付け)を
豊かな生活のために

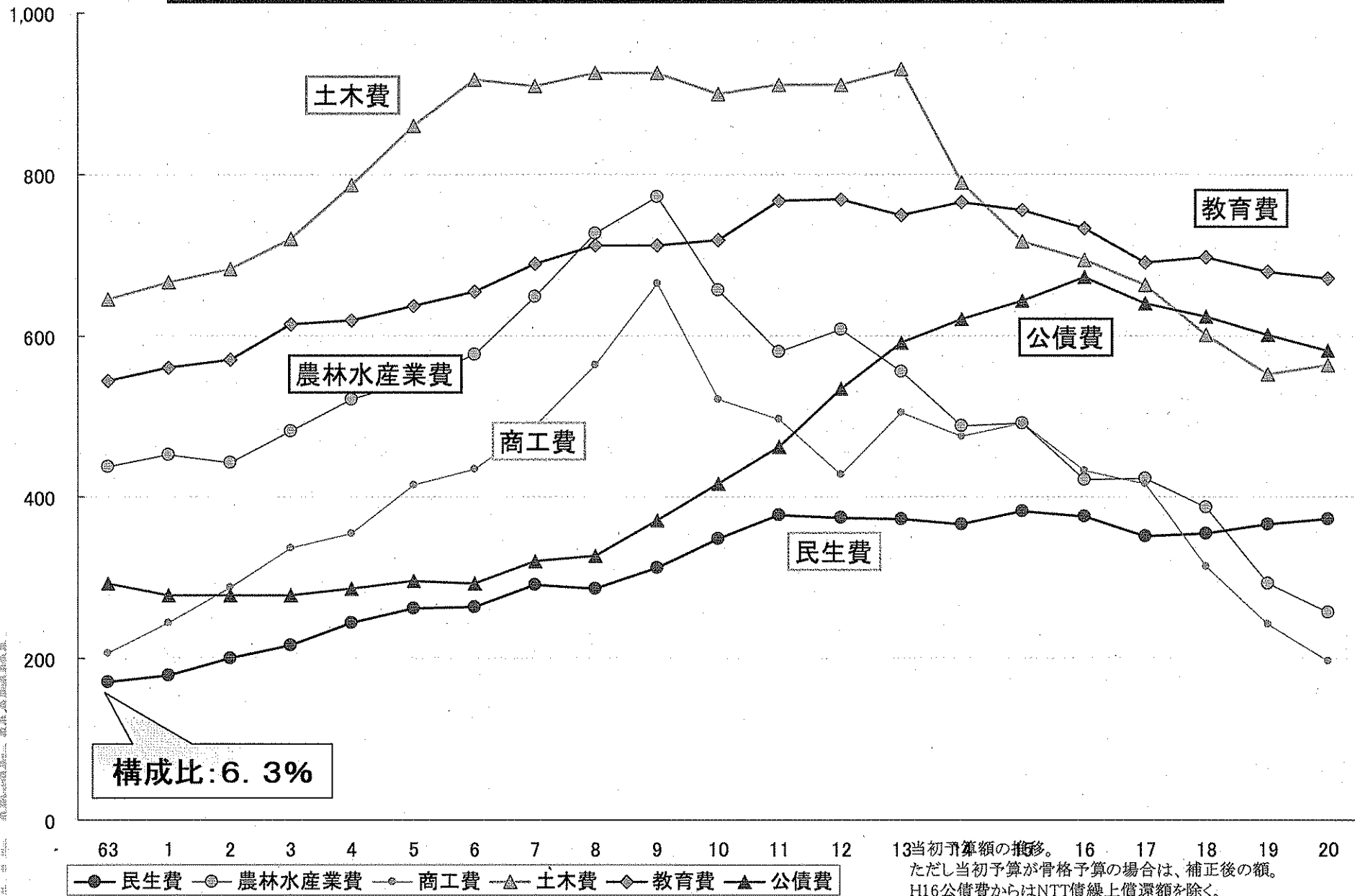
洋服、食事、住居、家電、旅行、趣味等

6 平成20年度予算の概要



本県の目的別歳出予算の推移

億円



平成20年度 障害福祉課予算

福祉保健部予算(0.04%の伸び)

平成20年度 44,106,388千円

平成19年度 44,086,954千円(6月補正後)

障害福祉課予算(▲4.2%)

平成20年度 6,703,856千円

平成19年度 6,999,938千円(6月補正後)

(参考;県全体)

予算規模: 3,379億円 (前年度3,488億円、▲109億円、▲3.1%)

障害福祉課の予算 主な概要

障害者自立支援法の理念の実現

利用者本位「地域移行」「就労支援」

→ 県障害福祉計画の推進

平成20年度 6,703,856千円

(▲296,082千円 4.2%減)

* 新規事業の創設、既存事業の見直し

主な増減理由

特別医療費助成制度見直し

▲154,075千円

障害者自立支援法臨時特例基金

▲144,499千円

自立支援給付

▲156,163千円

障害福祉課の組織体制

- 一貫した発達障害児の支援システムや発達障害支援体制の構築を行うため、子ども家庭課、健康政策課及び特別支援教育室から障害児育成関係の業務の移管を受け、障害福祉課内に子ども発達支援室を創設する。

＜現 行＞		＜H20年度＞	
25人＋非常勤2＋臨時1		27人(＋2)＋非常勤2＋臨時1	
課長	地域生活支援室(7)	課長	地域生活支援室(6)▲1
課長補佐	計画・認定係(3)	課長補佐	計画・認定係(3)
主幹	施設福祉係(4)	主幹(2)	施設福祉係(4)
	精神保健福祉係(3)		精神保健福祉係(3)
課長補佐 (療育発達)	療育係(4)	7(+2)	子ども発達支援室
	係長1 副主幹1 係員2	室長	主幹
			総合療育センター 皆成学園 鳥取療育園 中部療育園 (地域生活ライン) 副主幹(心理職) 副主幹(教員) 係員 (施設福祉ライン) 副主幹 40 係員

啓発・広報関係

■啓発活動強化推進事業

- ① 知的障害者に関する啓発パンフレットの作成、受診サポート手帳

地域生活支援関係

■障害者自立支援対策臨時特別対策事業費

- ①事業者に対する激変緩和措置(事業者の体力をつけて次のステップへ)
- ②新法への移行等のための緊急的な経過措置
移行するまでの経過措置、新法への移行のための支援、制度改正に伴う緊急支援
- ③成年後見人制度の理解促進と制度を支える人材研修 等

■相談体制整備事業

県地域自立支援協議会の設置し、県障害福祉計画の進行管理と、地域の課題解決のための政策検討

■市町村地域生活支援事業補助金

国庫補助基準額に上乗せして1/4を補助

■障害者社会参加促進事業

- ① 盲導犬の予防接種助成
- ② 知的障害者本人大会開催事業

■ (新) 聴覚障害者相談員設置事業

東・中・西部に専門相談員の設置

■ 障害児・者地域生活体験事業

■ 身体障害者グループホーム運営支援事業

■ 障害者グループホーム夜間世話人配置事業

■ (新) 身体障害者グループホーム設置促進事業

バリアフリー等の改修工事助成

■ (拡) 精神障害者地域移行支援事業

社会的入院者の退院促進に加え、福祉ホーム等の入所者の地域移行を支援

■ (新) 鳥取県型共生ホーム創設モデル事業

子どもからお年寄りまで、障害の有無を問わず福祉サービスを提供する共生ホームの普及

■ 障害者スポーツ振興事業

鳥取さわやか車いすマラソン & (新) 鳥取湖山池ハーフマラソン大会

(新) Challengedアクアスロンin皆生大会開催支援事業

■ 障害児通園利用者負担金軽減事業

保育所・幼稚園軽減措置に準じた障害児通園施設利用料の軽減

- 児童デイサービス機能強化事業
- 障害児・者在宅生活支援事業
- 重度障害児・者短期入所相互利用助成事業
- 遠隔医療実施事業
- 地域福祉権利擁護事業(福祉保健課)

① 成年後見制度の普及啓発

- ② 鳥取県あんしん賃貸支援事業(住宅政策課)

賃貸住宅入居の際の保証や入居中の大家さん等からの相談に応じる居住サポート事業(市町村事業)と連携し、障害のある方等の入居を拒否しない賃貸住宅登録等の支援

- ③ 障害の手帳の外観等を統合

様式の統一、療育手帳のシステム化、身障手帳の更新等

就労支援関係

■ 障害者就労事業振興センター運営支援事業

■ 障害者就労支援推進事業

就労移行支援事業説明会、実習受入謝金、就労訓練設備等助成

■ (見) 福祉の店販売機能強化事業

■ 小規模作業所運営費補助金

新事業体系への移行促進と支援

■ 小規模作業所等工賃3倍計画事業

(新) 品評会及び商談会の開催

(新) セミナー開催、専門家による相談体制整備

(新) 東部地区に駐在員の配置

■ 各種セミナーの開催

福祉施設職員、特別教育支援学校教員への就労支援ノウハウの研修

企業向けに障害者雇用のPRセミナー、障害者・保護者の就労意欲の喚起

■ 障害者就業・生活支援センターの体制強化

障害者就業支援員1名を各センターに加配等、中部も国の認定(予定)

■ (新) 発達障害者就労支援者育成事業

支援方法の確立関係

■ ① 障害福祉計画等検討事業

県障害者計画、県障害福祉計画の見直し

■ 障害者福祉従事者研修事業

① ケアホーム等世話人研修

② 自動車有償旅客運送運転者認定講習

③ 要介護高齢知的障害者支援・強度行動障害者支援研修

■ 発達障害者支援試行事業

発達障害児・者のニーズに応じた支援手法の確立

■ 自閉症・発達障害者支援センター費

■ 高次脳機能障害支援普及事業

① 高次脳機能障害支援拠点機関を設置

② 高次脳機能障害者実態調査

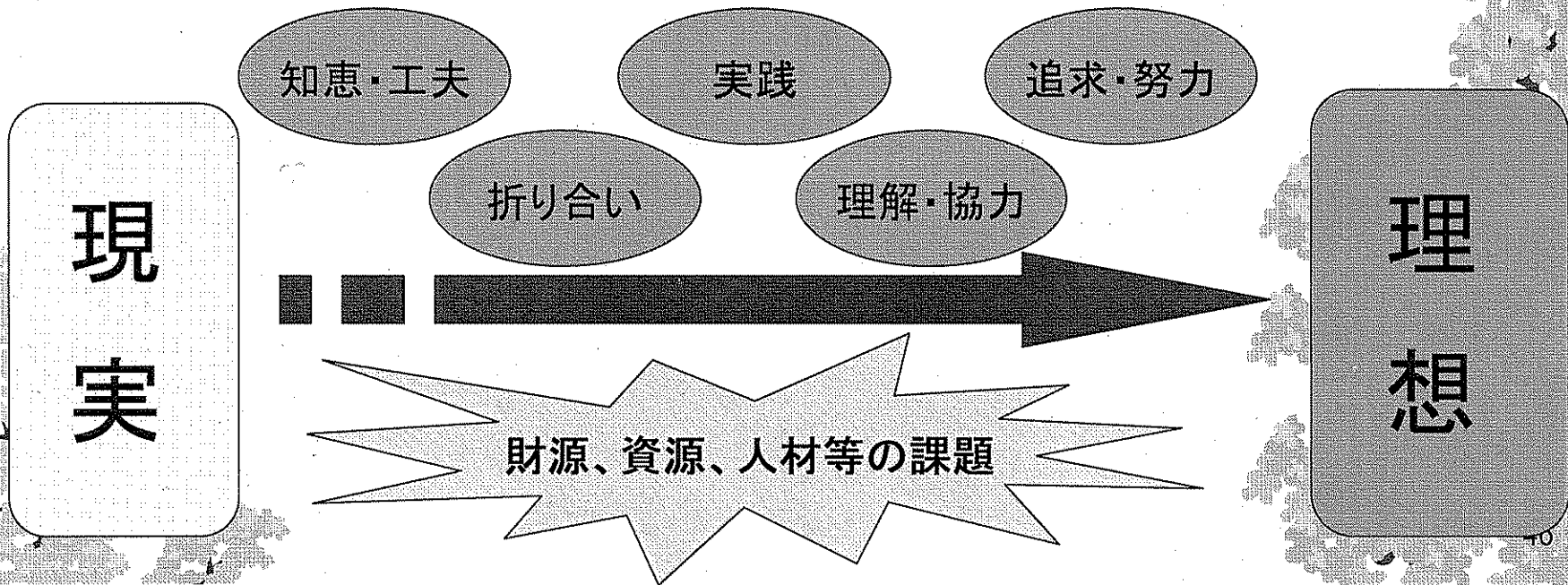
最後に

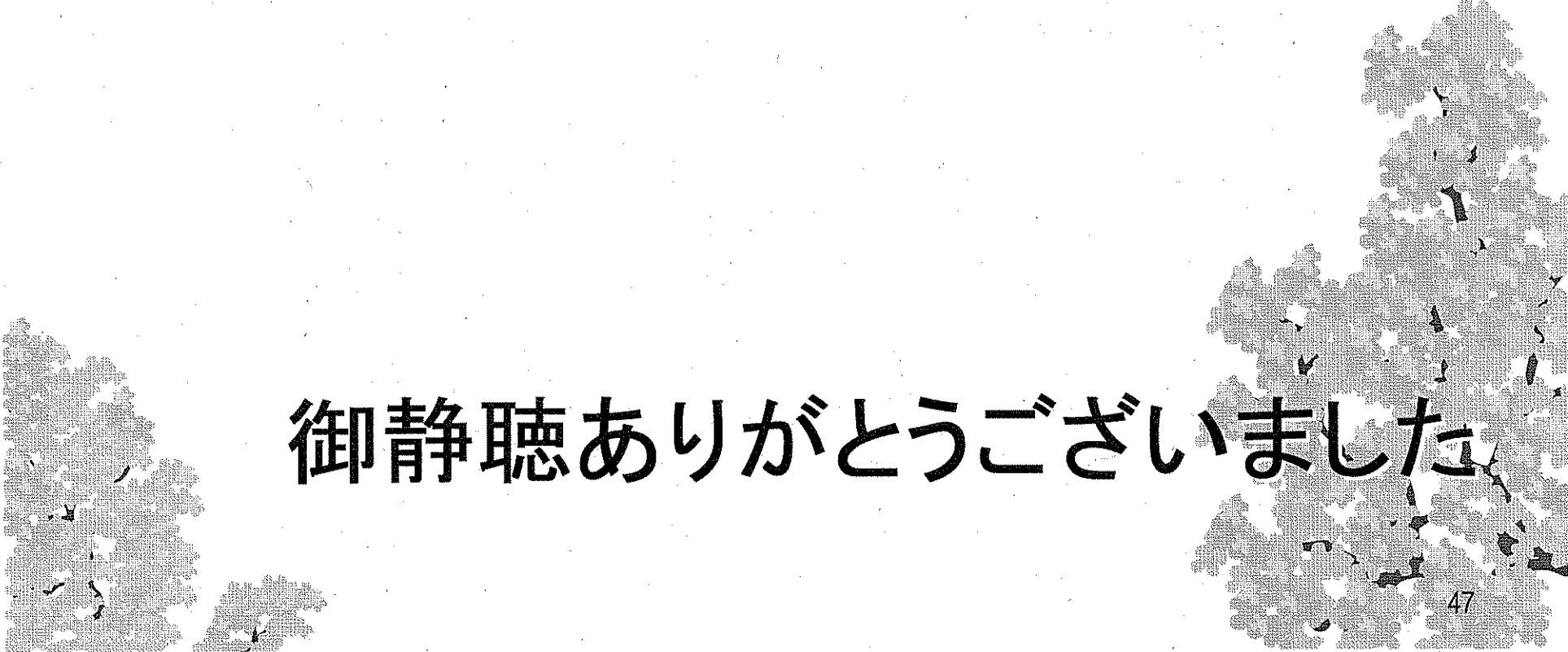
それぞれ対場は異なっても

障害のある方が消費者になることが大きな第一歩

「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現」

という目指すべき方向は一つ





御静聴ありがとうございました